警視庁生活安全部長 殿 各道府県警察本部長
 原議保存期間
 20年(令和26年3月31日まで)

 有 効 期 間
 一種(令和26年3月31日まで)

警察厅丁生企発第233号令和 5 年 4 月 7 日警察庁生活安全局生活安全企画課長

自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則の一部を改正する規則の施行について(通達)

本日、自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則の一部を改正する規則(令和5年国家公安委員会規則第7号。以下「改正規則」という。)が別添のとおり公布・施行された。

改正規則による改正の概要及び運用上の留意事項は下記のとおりであるので、各都 道府県警察にあっては、これを踏まえ、事務処理上遺憾のないようにされたい。

記

1 改正の概要

改正規則による改正前の自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則(平成6年 国家公安委員会規則第12号)第1条第1項第1号において、指定団体は、自転車を利 用する者の申出により、書面によって登録カードを作成することとされていたところ、 今回の改正は、登録カードの作成について、書面による作成に加えて、電磁的記録に よる作成を可能とするものである。

2 運用上の留意事項

指定団体は、新たに電磁的記録により登録カードを作成することとする場合、改正規則による改正後の自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則第3条第2項の規定に基づき、実施要領(登録カードの様式及び作成の方法に関する事項等)の変更について、都道府県公安委員会の承認を要する。

官

七号

標柱二十号から五〇度二七分四四秒 標柱十九号から三四度五三分三秒

六・九二二メートルの地点

二十一号

三〇・八七九メートルの

四号

標柱十八号から六九度一八分四四秒

四五・三三八メートルの地点

標柱十七号から一二九度二七分

一八秒

七号

二八・〇三七メートルの地点

三四・七八二メートルの地点

三号

岩

号

〇国家公安委員会規則第七号

改正する規則を次のように定める。 八十七号)第十二条第三項の規定に基づき、自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則の一部を 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(昭和五十五年法律第 公

令和五年四月七日

自

転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則の一部を改正する規則 国家公安委員会委員長 谷

次のように改正する。 転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則 (平成六年国家公安委員会規則第十一 号 の一部を

の傍線を付した部分のように改める。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定

緑カードに記載する事項をいう。以下司カード作成の年月日、登録番号その他登用する者の氏名又は名称及び住所 登録
車
転車に登録番号標を表示するこ
録カードを作成するとともに、当該申出
転車を利用する者の申出により、登
前

の記載は注記である。 2 じ。)を、前号の申出のあった場所を管轄 する都道府県警察に送付し、 ること。 同上 又は通知す

この規則は、 **附 則** 公布の日から施行する。

備考 2

略 表中の

告

亦

〇中央選挙管理会告示第十三号

よる繰上補充による当選人の住所及び氏名を次のとおり告示する。 元年七月二十一日執行の参議院比例代表選出議員の選挙における参議院名簿届出政党等に係る欠員に 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百一条の二の二第二項及び第三項の規定に基づき、令和 令和五年四月七日 中央選挙管理会委員長 宮里 猛

斉藤

鉄夫

大阪府大阪市生野区生野西四丁目二〇番一六号 人 の 住 (大椿 ※ 当選人の氏名 惟 ゆうこ)

規程(明治三十年勅令第三百八十二号)第四条第度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行 次結んだ線及び標柱一号と二十七号を結んだ線 る土地に存する標柱一号から二十七号までを順 番地内三等三角点広塔を基準点とし、次に掲げ 鳥取県日野郡江府町大字宮市字広路一〇六三 令和五年 第六条第 標柱十二号から六〇度四七分三八秒 標柱十号から八一度三八分二秒 標柱九号から五度三分一九秒 標柱八号から二六一度二五分四秒 標柱十一号から一〇三度四七分四三秒 標柱七号から二六八度三一分九秒 二〇・七一二メートルの地点 六四・四六九メートルの地点 一三五・四四四メートルの地点 一三二・一四〇メートルの地点 四・四二四メートルの地点 十二号 十三号 十一号 九号 十号 八号

標柱十三号から七八度五四分一二秒五○・○八一メートルの地点 四八・一八三メートルの地点標柱十四号から一〇三度三一分一六七・二九五メートルの地点 標柱十六号から九二度二分三八秒 標柱十五号から一六九度二九分二 二四・三七六メートルの地点 二八秒 一七秒 十六号 五号 ·四号